

市では、公共施設を利用する人や行政サービスを受ける人に使用料や手数料をご負担いただき、公共施設の維持管理や行政サービスの提供に要する経費(コスト)の一部に充てています。しかし、使用料や手数料の収入で全てのコストをまかなうことはできないため、不足する分については、市民の皆さんにお支払いいただく市税(公費)によりまかなっています。

このため、使用料や手数料の料金は、公共施設などを利用する人(利用者)と利用されない人(非利用者)との負担の公平性を確保する観点から、その水準が適正なものとなっているかをたえず検証し、受益と負担の適正化を図る必要があります。

## 使用料・手数料等の見直し

令和元年 10 月に消費税・地方消費税の税率が 8 %から 10%に引き上げられたことに伴い、現行料金に消費税の引上げ分を転嫁する必要が生じたことを契機として、料金水準の見直しを行いました。

使用料・手数料等は数多くの種類や区分がありますので下記の基本ルールに基づき見直しを行いました。なお、今回の見直しの結果、10円単位で料金設定を行っているものがあります。

新料金は、原則として令和2年4月1日から適用します。

## 見直しの基本ルール

金額が国の法令で定められているものや政策的に据え 置くべきものなどの一部の例外を除いては、以下の基本 ルールに従い見直しを行いました。

- (1) 消費税引上げ分を転嫁するために、現行料金に 110/108 を乗じた金額とします(10 円未満切捨て)。
- (2) コストが現行料金の2倍を超えているものは、現行料金の1.2倍の金額とします。

## 行政サービスのコストの考え方

行政サービスのコストについては、利用者負担と公費 負担によってまかなわれており、市はコストを常に必要 最小限のものとするために、定期的な検証を行う必要が あると考えています。

市としては、今回の見直しを通じて、さらなるコストの縮減に取り組み、コストの不足分を安易に利用者に求めることのないように努めていきます。

詳細については、市ホームページまたは各施設の窓口 にてご確認ください。

(※) 印は指定管理者が運営を行っている施設です。市の設定した上限額以内で料金を設定しますので、右記の金額と異なる場合があります。

皆さんの ご理解ご協力を お願いします



問い合わせ 財政課 🕿 38-2011

旅		料金改定の一例	問い合わせ
市民会館		208室〈午後6時~9時30分〉1,000円→1,010円	市民センター <b>☎</b> 31-4995
(市民センター本館・ホール)		大ホール(休日)〈午後6時~9時30分〉57,600円 →58,660円	
公民館(市民センター別館)		214料理室〈午後6時~9時30分〉5,500円 → <b>5,600円</b>	
地区集会所(※)		潮見·洋室B〈午後1時~5時〉2,400円→2,440円	市民参画課 ☎ 38-2007
あしや市民活動セン ター(※)		会議室C〈午前9時30分~正午〉1,300円→ <b>1,560円</b>	
潮芦屋交流センター (※)		201室〈午前9時~正午〉2,400円→ <b>2,440円</b> テニスコートA〈午前9時~11時〉	広報国際交流課 ☎ 38-2008
男女共同参画センター		1,200円→1,440円 大会議室 1〈午前9時30分~正午〉	男女共同参画推進課
福祉センター		1,600円→1,620円 会議室 1〈午前9時~正午〉 3,300円→3,360円	☎ 38-2023 福祉センター
		-	☎ 31-0612 高齢介護課
老人福祉会館		大広間〈午後6時以降〉 11,800円→12,010円 	<b>☎</b> 38-2044
自転車駐車場(※)		定期使用·1カ月 2,000円→ <b>2,030円</b>	建設総務課
自動車駐車場		JR芦屋駅北駐車場(地下1階) 定期 30,000円→33,000円	<b>2</b> 38-2063
	総合公園(※)	陸上競技場/専用·平日 4,000円→4,070円	道路・公園課 <b>☎</b> 38-2062
		陸上競技場/一般·大人 400円→480円	
		会議室 1,000円→ <b>1,010円</b>	
都市公園	海浜公園(※)	屋内プール/一般・大人・1回券 800円→ <b>810円</b>	スポーツ 推進課 <b>☎</b> 22-7910
	東浜公園(※) 西浜公園(※)	テニスコート∕ 1時間 600円→610円	
	中央公園(※)	野球場/1時間1,800円→1,830円	
	芦屋公園(※)	テニスコート/平日・1時間 1,500円→ <b>1,520円</b>	
	朝日ケ丘公園(※)	屋外プール/一般・大人・1回券 400円→480円	
体 ( ※	育館・青少年センター)	競技場(半面)〈午前9時~11時50分〉5,100円 →6,120円	
学校園		講堂(体育館) 精道小・宮川小〈午前8時~午後5時〉3,000円 →3,600円 その他の学校〈午前8時~午後5時〉2,000円 →2,400円	教育委員会 管理課 <b>☎</b> 38-2086
打出教育文化センター		小会議室〈午前9時~正午〉1,400円→1,420円	打出教育文化センター 28 38-7130
美術博物館(※)		特別展示観覧料(上限額) 2,000円→2,030円	生涯学習課 23 38-2115
		体験学習室〈午前10時~正午〉4,100円→4,170円	
谷崎潤一郎記念館(※)		特別展示観覧料(上限額) 1,000円→1,010円	
		講義室〈午前9時~正午〉1,400円→ <b>1,420円</b>	
霊園		霊園維持費(1㎡当たり) 普通・芝生 年額1,200円→ <mark>1,220円</mark>	環境課 <b>☎</b> 38-3105
預かり保育料		市立幼稚園/春季,夏季および冬季の休業日以外の日・日額 400円→450円	教育委員会 管理課 ☎ 38-2085
督促手数料		督促状(市税等) · 1 通 70円→80円	債権管理課 ☎ 38-2014
道路幅員証明手数料		1件 300円→360円	道路・公園課 <b>お</b> 38-2062
廃棄物処理手数料		死獣(大型犬)・1体 3,000円→3,050円	環境課 ☎ 38-2050 環境施設課 ☎ 32-5391
		持込みごみ処理(100kgごと)900円→1,080円 特定家庭用機器再商品化法施行令で定める機械器 具の処理/冷蔵庫・冷凍庫 6,900円→7,020円	
		植木剪定廃棄物処理(2 t 運搬車に2/3を超える積載量) 5,000円→6,000円	収集事業課 ☎ 22-2155
		一時多量ごみ処理(2 t 運搬車に2/3を超える積載量) 12,000円→14,400円	